

整理番号	消防一法申-4
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課（06-4393-6242）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	危険物施設の設置、変更の許可
概要	消防法では、指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いについては、製造所、貯蔵所若しくは取扱所以外の場所での貯蔵又は取扱いを禁止しています。この製造所、貯蔵所若しくは取扱所を新たに設置あるいは、危険物施設の位置、構造又は設備を変更するにはあらかじめ市長の許可を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	・消防法第11条第1項
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市危険物規制審査基準 【関連通知】 1. 「「タンク冷却用散水設備に関する運用指針」及び「屋外タンク貯蔵所に係る防火へい及び水幕設備の設置に関する運用基準」について」（昭和55年7月1日付け消防危第80号） 2. 「可撓管継手の設置等に関する運用基準について」（昭和56年3月9日付け消防危第20号） 3. 「地下貯蔵タンクの漏れ防止構造について」（昭和62年7月28日付け消防危第75号） 4. 「鋼製二重殻タンクに係る規定の運用について（通知）」（平成3年4月30日付け消防危第37号） 5. 「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」（平成6年9月1日付け消防危第73号） 6. 「強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用について」（平成7年3月28日付け消防危第28号） 7. 「地下貯蔵タンクの砕石基礎による施工方法について」（平成8年10月18日付け消防危第127号） 8. 「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について（通知）」（平成10年3月11日付け消防危第22号） 9. 「防油堤目地部の補強材の性能等について（通知）」（平成10年3月25日付け消防危第33号） 10. 「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（平成21年11月17日付け消防危第204号） 11. 「圧縮水素充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」（平成27年6月5日付け消防危第123号） 12. 「「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの事務処理手引」の制定について（通知）」（令和元年7月16日付け消規第312号） 13. 「屋外タンク貯蔵所に係る水張検査の代替に関する運用等について」（令和元年8月27日付け消防危第117号） ・特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所については、大阪市危険物規制審査基準のほか次に掲げるもの 1. 「危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について」（昭和52年3月30日付け消防危第56号） 2. 「杭又はリングを用いた特定屋外貯蔵タンクの基礎及び地盤に関する運用基準について」（昭和57年2月22日付け消防危第17号） 3. 「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」（平成6年9月1日付け消防危第73号） 4. 「特定屋外貯蔵タンク内部の腐食を防止するためのコーティングに関する指針について」（平成6年9月1日付け消防危第74号） 5. 「特定屋外貯蔵タンクの地盤の液化化の対策工法について」（平成7年9月12日付け消防危第99号） 6. 「深層混合処理工法を用いた特定屋外貯蔵タンクの地盤の運用基準について」（平成7年11月2日付け消防危第150号） 7. 「準特定屋外タンク貯蔵所に係る技術基準等に関する運用について」（平成11年3月30日付け消防危第27号） 8. 「危険物規制事務に関する執務資料（屋外タンク貯蔵所及び一般取扱所関係）の送付について」（平成11年6月15日付け消防危第58号） 9. 「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（平成20年7月8日付け消防危第290号） ・審査基準は、大阪市ホームページにそれぞれ掲載されています。 (http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/page/0000307817.html)
標準処理期間	<p>標準処理期間表 A 区分に掲げる製造所等の設置許可申請に係るもの＝16日間 標準処理期間表 B 区分に掲げる製造所等の設置許可申請に係るもの＝8日間 標準処理期間表 C 区分に掲げる製造所等の変更許可申請に係るもの＝12日間 標準処理期間表 D 区分に掲げる製造所等の変更許可申請に係るもの＝6日間 標準処理期間表 (https://www.city.osaka.lg.jp/shobo/cmsfiles/contents/0000307/307817/20180821hyou.pdf)</p>
経日数	2日
提出先	貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署（危険物担当）
提出時期	着工前
提出方法	製造所等を設置しようとする者は、危険物（製造所・貯蔵所・取扱所）設置許可申請書（危険物の規制に関する規則 別記様式第2又は第3）による申請書2通を、また、製造所等の位置・構造又は設備を変更しようとする者は、危険物（製造所・貯蔵所・取扱所）変更許可申請書（危険物の規制に関する規則 別記様式第5・第6・第7の2又は第7の3）による申請書2通及び危険物の性状を示す書類を添付し、貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署（危険物担当）へ提出してください。
手数料	申請の種類（危険物施設区分、設置又は変更、指定数量の倍数、容量等）によって異なります。詳細は大阪市消防手数料条例をご覧ください。（ http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ）
相談窓口	貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署（危険物担当）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	